

## 令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出について（依頼）

日頃より、当市の税務行政について、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、以下のとおり関係書類を送付いたします。

税務署からの『令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の説明と以下の事項に留意し作成の上、**令和8年2月2日（地方税法第317条の6）までにご提出ください。**

ただし、事務処理の都合上、令和8年1月16日（金）までの提出にご協力をお願いします。

### 1 送付書類

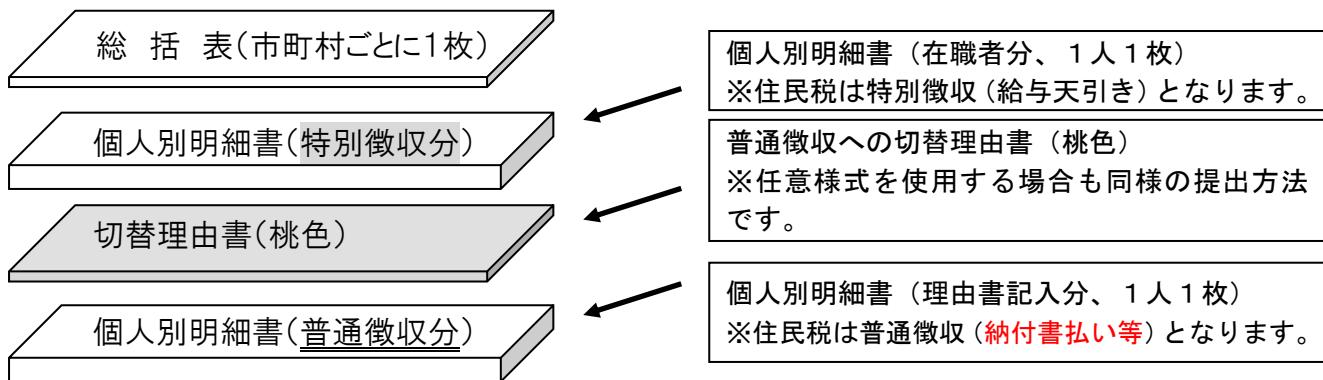
- ・給与支払報告書（総括表）
- ・個人住民税の普通徴収への切替理由書

※給与支払報告書（個人別明細書）の手書き用紙が必要な場合は、本庁税務課又は、各支所で配布しています。

※給与支払報告書をeLTAXで提出された場合は、次年度以降は本書類を送付しません。

### 2 総括表・給与支払報告書の提出先及び期限について

- (1) 役員・従業員・アルバイト・パート・専従者給与を問わず令和7年中（令和7年1月～12月）に給与の支払いを受けた方（途中退職者を含む）の『給与支払報告書』をご提出ください。  
※記入例については、次ページ以降をご確認ください。
- (2) 普通徴収として取り扱うべき給与受給者がいる場合は『切替理由書』もあわせてご提出ください。  
※普通徴収となる対象者は『切替理由書』に記載された理由のみが対象となります。
- (3) 提出先は、給与の支払いを受けた方の「令和8年1月1日現在における住所地（住民登録地）」の市区町村に対し、令和8年2月2日まで【期限厳守】に郵便・eLTAX又は直接税務課までご提出ください（地方税法第317条の6）。
- (4) 提出書類及び給与支払報告書提出時の綴り順  
総括表・給与支払報告書とあわせて以下の図のように綴ってご提出ください。



### 提出先

〒410-2413 伊豆市小立野38番地の2  
伊豆市役所 市民部税務課 市民税スタッフ TEL0558-72-9851（直通）

## 各 記 入 例

### 『給与支払報告書（個人明細書）』の記入例

(例) 給与支払額 6,600,000 円の内、前職分 660,000 円

控除対象配偶者 花子（給与収入 1,370,000 円）

扶養親族 子3人(次郎 20歳)(市子 17歳 非居住者)(町子 15歳)、父(五助 76歳 別居)

社会保険料 220,000 円、前職分が 45,000 円 生命保険料控除 115,000 円

住宅借入金等特別控除可能額 50,000 円 妻 配偶者特別控除 380,000 円

支 払 を受 け る者 所	支 払 額										種 別		支 払 金 額		控除の額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
	伊豆市小立野38-2										(区分)		(支給者番号) 12-35		(個人番号) 123456789012		(役職名) 係長						
											(氏名) イズタロウ		(フリガナ) イズタロウ		(姓) 伊豆		(名) 太郎						
	給料										(内) 6,600,000		(外) 4,840,000		(内) 3,455,000		(内) 19,600						
	(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)		控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
	老婦人										特定		老人		その他		特親		特別		その他		
	老婦人										内		内		内		内		内		内		
	380,000										内		内		内		内		内		内		
	特定親族特別控除の額										社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		
	内 610,000										内 220,000		内 115,000		内 50,000		内 50,000		内 610,000		内 220,000		
(摘要)												【前職】 (株)伊豆産業 伊豆市本立野○△ 支払660,000円 源泉徴収税額390円 社会保険料45,000円 令和7年3月31日退職											
生命保険料の金額の内訳												新生命保険料の金額 24,000 円 旧生命保険料の金額 36,000 円 介護医療保険料の金額 48,000 円 新個人年金保険料の金額 72,000 円 旧個人年金保険料の金額 72,000 円											
住宅借入金等特別控除適用数												1 居住開始年月日(1回目) 6年5月5日 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住 7,150,000 円											
住宅借入金等特別控除可能額												内 1 居住開始年月日(2回目) 6年5月5日 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住 7,150,000 円											
(フリガナ) イズハナコ 区分 配偶者の合計所得 ④ 円 720,000 国民年金保険料等の金額 ⑤ 円 680,000 旧定期損害保険料の金額 ⑥ 円 前年度課税控除額												(フリガナ) イズマチコ 区分											
(フリガナ) イズゴスケ 区分 1 氏名 伊豆五助 16歳未満扶養親族等の個人番号 623456789078												(フリガナ) イズマチコ 区分 2 氏名 伊豆町子 16歳未満扶養親族等の個人番号 623456789078											
控除対象扶養親族等の個人番号 823456789012												(フリガナ) イズジロウ 区分 2 氏名 伊豆次郎 16歳未満扶養親族等の個人番号 623456789034											
(フリガナ) イズイチコ 区分 01 3 氏名 伊豆市子 16歳未満扶養親族等の個人番号 623456789056												(フリガナ) イズイチコ 区分 3 氏名 伊豆市子 16歳未満扶養親族等の個人番号 623456789056											
(フリガナ) イズヒロコ 区分 01 4 氏名 伊豆市子 16歳未満扶養親族等の個人番号 623456789056												(フリガナ) イズヒロコ 区分 4 氏名 伊豆市子 16歳未満扶養親族等の個人番号 623456789056											
⑦未成年者 ⑧外國人 ⑨死亡者 ⑩災害者 ⑪本人が障害者 ⑫本人が障害者 ⑬その他の ⑭ひとり親 ⑮勤務学生 ⑯就職退職年月日 ⑰中途就・退職年月日 ⑱受給者生年月日																							
支払者個人番号又は法人番号 1234567890123 住所(居所)又は所在地 伊豆市小立野66-1 氏名又は名称 伊豆株式会社 (電話) 0558-72-1111																							
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記載してください。																							

## 『総括表』の記入例

(8) 給与支払報告書(総括表)

指 定 番 号 <b>12345678</b>															
令和 8 年 ○ 月 × 日提出															
給与の支払期間		令和 7 年 1 月分から 12 月分まで													
給与支払者の個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	個人番号は右詰で記載してください。
フリガナ		イズ カブシキガイシャ										事業種目	小売業		
給与支払者の氏名又は名称		伊豆 株式会社										受 組 員	20 人		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		同 上										報 告 人	特別徴収対象者 5 人		
フリガナ		イズシコタチ/										告 人	普通徴収対象者(退職者) 1 人		
同上の所在地		〒410-2413 伊豆市小立野 66 番地の 1										員	普通徴収対象者(退職者を除く) 3 人		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		代表取締役 市民 税夫										報 告 人 員 の 合 計	9 人		
(市町村提出用)		連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		総務課 経理係 市民 税美 (電話 0558-72-1111)								所 稅 務 署 載 名	○○ 税務署		
		氏名		給与の支払方法及びその期日											
		(電話)													
		関与税理士等の氏名及び電話番号		納入書の送付								必要・不要			
		(電話)													

個人別明細書1枚に総括表を添えて提出してください。  
提出期限 令和 8 年 2 月 2 日

伊豆市の特別徴収義務者指定番号が附番されている場合、記入してください。

伊豆市在住に関係なく、令和 7 年中に給与の支払のあつた従業員の総数を記入してください。

伊豆市への報告人合計を記入してください。

どちらかに記入してください。

## 『切替理由書』の記入例

※本書記載の理由（普A～普F）以外での普通徴収への切替は認められませんのでご了承ください。

伊豆市の特別徴収義務者指定番号が附番されている場合、記入してください。

普通徴収とする場合は、略号を記入ください。

普通徴収とした各事由に人数を記入してください。総括表

個人住民税の普通徴収への切替理由書  
伊豆 市・町長 あて  
指定番号 **12345678** 事業所名 伊豆 株式会社

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
普A	総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下	人
普B	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	人
普C	給与が少なく税額が引ききれない(住民税非課税の場合など)	1 人
普D	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	2 人
普E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普F	退職者・退職予定者(5月末日まで)	1 人
普通徴収合計人数		4 人

切替理由書

～重要～  
普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(普A・普B等)を記入してください。  
ただし、乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄にその旨の記入があれば省略可。なお、記入がない場合、特別徴収での取り扱いとなりますので、ご了承ください。

## 給与支払報告書（個人明細書）記入について

### 令和7年分 記入方法の変更点

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行なわれました。詳しくは、国税庁が作成する『令和7年分の年末調整のしかた』をご確認ください。

給与支払報告書（個人明細）の記入例に付した番号と照らし合せて、ご確認ください。各事項の詳細については、国税庁が作成する『令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』をご覧ください。

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	受給者の住所(令和8年1月1日現在の住民登録地)又は居所・氏名(フリガナ)・個人番号を正確に記入してください。
② 種別	給料、賞与等のように種別を記入してください。専従者給与を受けている場合は、必ず『専給』と記入してください。
③ (源泉) 控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者がいる場合には⑩欄に『○』を記入してください。控除しない場合には何も記入しません。年末調整を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに『○』と記入します。 控除対象配偶者が、老人控除対象配偶者である場合に⑪欄に『○』を記入してください。
④ 配偶者(特別)控除の額	配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。
⑤ 控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く)	特定扶養親族の数を⑫欄に記入してください。 老人扶養親族の数を⑬欄に記入し、その内、同居している人数を⑭欄に記入してください。 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、人數を⑮欄に記入してください。 特定親族の人数を特親欄に記入してください。
⑥ 16歳未満扶養親族の数	扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の数を記入してください。
⑦ 障害者の数(本人を除く)	同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合には、その人數を⑯欄に記入し、その内、同居を常としている人數を⑰欄に記入してください。 特別障害以外の障害者の人數を⑱欄に記入してください。
⑧ 非居住者である親族の数	控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族及び特定親族の内に非居住者がいる場合は、その人數を記入してください。
⑨ 特定親族特別控除の額	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除額を記載してください。
⑩ 社会保険料等の金額	社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を⑲欄に記入してください。なお、小規模企業共済等の掛金額は内書にも記入してください。
⑪ 生命保険料控除額 地震保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ⑳、㉑欄に記入してください。生命保険料控除や地震保険料の控除額の計算元となる各種内訳を㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗欄に必ず記入してください。
⑫ 住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除として適用した額を記入してください(住宅借入金等特別控除前の所得税額が上限です)。
⑬ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	【住宅借入金等特別控除適用数】欄 当該控除の適用数を記入してください。 【居住開始年月日(1回目、2回目)】欄 居住開始年月日を和暦で記入してください。 【住宅借入金等特別控除可能額】欄 年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。 【住宅借入金等特別控除区分】欄 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分(住・住(特家)・認・認(特家)・増・震・震(特家))を記入してください。また、該当住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合に『(特)』、特別特定取得に該当する

⑬ 借入金等特別控除の額の内訳 (つづき)	<p>場合は『(特特)』、特例特別特例取得に該当する場合は『(特特特)』と併記してください。</p> <p><b>【住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）】欄</b></p> <p>年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、住宅借入金等年末残高を記入してください。</p>																																								
⑭ 基礎控除の額	基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。																																								
⑮ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族、特定親族、16歳未満の扶養親族	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除対象親族及び特定親族の氏名（フリガナ）及び個人番号を記入してください。</p> <p>なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者が非居住である場合には、区分の欄に『○』を記入してください。</p> <p>また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記入してください。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="489 631 1256 676">控除対象扶養親族の区分</th><th data-bbox="1256 631 1414 676">記入方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="489 676 1256 720">居住者</td><td data-bbox="1256 676 1414 720">空欄</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 720 1256 765">非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td><td data-bbox="1256 720 1414 765">01</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 765 1256 810">非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）</td><td data-bbox="1256 765 1414 810">02</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 810 1256 855">非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td><td data-bbox="1256 810 1414 855">03</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 855 1256 900">非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）</td><td data-bbox="1256 855 1414 900">04</td></tr> </tbody> </table>		控除対象扶養親族の区分	記入方法	居住者	空欄	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）	02	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）	04																												
控除対象扶養親族の区分	記入方法																																								
居住者	空欄																																								
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01																																								
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）	02																																								
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03																																								
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）	04																																								
※1 留学生とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方です。																																									
※2 扶養控除の適用を受けようとする居住者から令和7年中に生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方です。																																									
また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記入してください。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="489 1057 652 1192">特定親族特別控除の額</th><th data-bbox="652 1057 827 1192">区分 (特定親族が 居住者)</th><th data-bbox="827 1057 1017 1192">区分 (特定親族が 非居住者)</th><th data-bbox="1017 1057 1491 1192">合計所得金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="489 1192 652 1237">63万円</td><td data-bbox="652 1192 827 1237">10</td><td data-bbox="827 1192 1017 1237">11</td><td data-bbox="1017 1192 1491 1237">58万円超 85万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1237 652 1282">61万円</td><td data-bbox="652 1237 827 1282">20</td><td data-bbox="827 1237 1017 1282">21</td><td data-bbox="1017 1237 1491 1282">85万円超 90万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1282 652 1327">51万円</td><td data-bbox="652 1282 827 1327">30</td><td data-bbox="827 1282 1017 1327">31</td><td data-bbox="1017 1282 1491 1327">90万円超 95万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1327 652 1372">41万円</td><td data-bbox="652 1327 827 1372">40</td><td data-bbox="827 1327 1017 1372">41</td><td data-bbox="1017 1327 1491 1372">95万円超 100万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1372 652 1417">31万円</td><td data-bbox="652 1372 827 1417">50</td><td data-bbox="827 1372 1017 1417">51</td><td data-bbox="1017 1372 1491 1417">100万円超 105万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1417 652 1462">21万円</td><td data-bbox="652 1417 827 1462">60</td><td data-bbox="827 1417 1017 1462">61</td><td data-bbox="1017 1417 1491 1462">105万円超 110万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1462 652 1507">11万円</td><td data-bbox="652 1462 827 1507">70</td><td data-bbox="827 1462 1017 1507">71</td><td data-bbox="1017 1462 1491 1507">110万円超 115万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1507 652 1551">6万円</td><td data-bbox="652 1507 827 1551">80</td><td data-bbox="827 1507 1017 1551">81</td><td data-bbox="1017 1507 1491 1551">115万円超 120万円以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="489 1551 652 1596">3万円</td><td data-bbox="652 1551 827 1596">90</td><td data-bbox="827 1551 1017 1596">91</td><td data-bbox="1017 1551 1491 1596">120万円超 123万円以下</td></tr> </tbody> </table>		特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が 居住者)	区分 (特定親族が 非居住者)	合計所得金額	63万円	10	11	58万円超 85万円以下	61万円	20	21	85万円超 90万円以下	51万円	30	31	90万円超 95万円以下	41万円	40	41	95万円超 100万円以下	31万円	50	51	100万円超 105万円以下	21万円	60	61	105万円超 110万円以下	11万円	70	71	110万円超 115万円以下	6万円	80	81	115万円超 120万円以下	3万円	90	91	120万円超 123万円以下
特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が 居住者)	区分 (特定親族が 非居住者)	合計所得金額																																						
63万円	10	11	58万円超 85万円以下																																						
61万円	20	21	85万円超 90万円以下																																						
51万円	30	31	90万円超 95万円以下																																						
41万円	40	41	95万円超 100万円以下																																						
31万円	50	51	100万円超 105万円以下																																						
21万円	60	61	105万円超 110万円以下																																						
11万円	70	71	110万円超 115万円以下																																						
6万円	80	81	115万円超 120万円以下																																						
3万円	90	91	120万円超 123万円以下																																						
⑯ 配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和7年中の配偶者の合計所得金額を⑦欄に記入してください。																																								
⑰ 未成年から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に『○』を記入してください。																																								
⑱ 途中就・退職	年の途中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については、中就職・退職欄の該当欄に『○』を記入し、その年月日を記入してください。																																								
⑲ 受給者生年月日	受給者の生年月日を和暦で記入してください。																																								
⑳ 支払者	給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び個人番号又は法人番号を記入してください。																																								
㉑ 摘要欄	(1)控除対象扶養親族及び特定親族又16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、氏名を記入します。氏名の後に（年少の場合は『(年少)』、非居住の場合は『(区分)』、特定親族『(区分)』を記載してください。この場合、備考欄に記載する個人番号との対応関係が分かるように氏名の前に括弧書きの数字を付してください。																																								

② 摘要欄（つづき）	<p>(2)年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、『他の支払者の氏名又は名称、所在地又は住所（居所）、他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計、給与等から控除した社会保険料の金額』を記入してください。</p> <p>(3)租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免除対象額及び該当条項『○条約○条該当』と記入してください。</p> <p>(4)普通徴収とする場合は、切替理由書の略号（A～F）を記入してください（乙欄又は退職の記入があれば略号は不要）。</p> <p>(5)退職予定者は、『令和8年○月×日退職予定』と退職予定日を記入</p> <p>(6)所得金額調整控除が適用される場合は、該当する要件に応じて、次の通り記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th><th>記入方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障害</td><td>同一生計配偶者の氏名（同配） 例）伊豆 花子（同配）</td></tr> <tr> <td>扶養親族が特別障害</td><td>扶養親族の氏名（調整）</td></tr> <tr> <td>扶養親族が年齢23歳未満</td><td>扶養親族の氏名（調整） 例）伊豆 一郎（調整）</td></tr> </tbody> </table> <p>※本人が特別障害者の場合は、本人が障害者欄に『○』を付してください。</p>	要件	記入方法	同一生計配偶者が特別障害	同一生計配偶者の氏名（同配） 例）伊豆 花子（同配）	扶養親族が特別障害	扶養親族の氏名（調整）	扶養親族が年齢23歳未満	扶養親族の氏名（調整） 例）伊豆 一郎（調整）
要件	記入方法								
同一生計配偶者が特別障害	同一生計配偶者の氏名（同配） 例）伊豆 花子（同配）								
扶養親族が特別障害	扶養親族の氏名（調整）								
扶養親族が年齢23歳未満	扶養親族の氏名（調整） 例）伊豆 一郎（調整）								

## 令和7年税制改正の概要

### ▼基礎控除について

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		改正前 48万円	
	改正後 <sup>(注1)</sup>			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 <sup>(注2)</sup>			
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 <sup>(注2)</sup>			
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 <sup>(注2)</sup>			
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 <sup>(注2)</sup>			
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

(注) 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者について適用があります。

（「令和7年分の年末調整のしかた」より引用）

### ▼給与所得控除について

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前 55万円
	改正後	改正前	
162万5,000円以下			55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下			その収入金額×30% + 8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません

（「令和7年分の年末調整のしかた」より引用）

※他の改正点については、『令和7年分の年末調整のしかた』及び『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き』等をご参照ください。

また、税制改正の詳しい概要などについて、詳しくは国税庁ホームページの令和7年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直しについて」をご参照ください。